

箕面市建設工事最低制限価格設定要領

平成16年 7月 1日実施
平成23年 3月31日改正
平成25年10月 1日改正
平成29年10月 5日改正
平成31年 4月 5日改正
令和 元年10月 1日改正
令和 4年 4月 1日改正

1 目的

この要領は、本市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により工事請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設定する場合の基準を定め、発注者の恣意性の排除及び透明性の向上並びに最低制限価格設定の統一性を図ることを目的とする。

2 実施時期

令和4年4月1日以降の発注分から実施する。

3 対象工事

競争入札に付する設計金額が1000万円を超える工事とする。

4 設定方法

最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる（1）から（4）までの額の合計額（ただし、千円未満の端数は切り捨てる。以下「消費税抜きの合計額」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、「消費税抜きの合計額」を「設計金額から消費税相当額を減じて得た額（以下「工事価格」という。）」で除して得た割合が10分の9.2を超える場合にあつては工事価格に10分の9.2を乗じて得た額（ただし、千円未満の端数は切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額とし、10分の7.5に満たない場合にあつては工事価格に10分の7.5を乗じて得た額（ただし、千円未満の端数は切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

5 特別なものについては、4にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で箕面市長の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。